

シンポジウム

シンポジウム／会社法の改正

——日・韓国における現状と課題——

早稲田大学比較法研究所主催

一九九〇年一〇月二七日開催

於早稲田大学法学部第一会議室

報告1…一九八四年韓国会社法改正の要点と実施状況

林 泓根（成均館大学校 教授）

報告2…韓国会社法の再改正の方向

李 範燦（成均館大学校 教授）

報告3…平成二年の商法改正と残された立法課題

龍 田 節（京都大学 教授）

（司 会）

酒 卷

俊雄（早稲田大学教授）

（発言者）

阪 埜

光男（慶応大学教授）

石 山

卓磨（独協大学教授）

奥 島

孝康（早稲田大学教授）

稲 田

俊信（日本大学教授）

上 村

達男（立教大学教授）

前 田

重行（法政大学教授）

王 舜

模（早稲田大学助手）

（通 訳）

酒巻…司会をつとめます早稲田大学の酒巻でございます。本日のシンポジウム開催に先立ち、まず、報告者をご紹介申し上げますと思います。最初に成均館大学の李教授でございます(拍手)。李教授は、韓国商事法学会の前会長で、今回の会社法再改正にあたっても改正委員会の委員をしてられます。つぎに同じく、成均館大学の林教授でございます(拍手)。韓国商事法学会の常任理事をしてられます。それから京都大学の龍田教授でございます(拍手)。

ところで、本日のシンポジウム開催に至るまでの経緯でございますが、昭和六二年に東京大学で東京在住の学者を中心に日・韓法学交流が行われました。日本の商法学者も一〇人ほど集まったかと思いますが、それが機縁になりました。昨年、立教大学の上村教授と私が韓国商事学会に招かれ、わが国における証券取引法と会社法の改正の動向について報告致しました。他方、韓国では一九八四年に会社法の大改正が行われていますが、今年から会社法の再改正の作業が始まったという事情もございますので、李教授・林教授のお二人をお招きして、日本の会社法改正との比較検討を行いたいということで企画を立てましたところ、さいわい比較法研究所の管理委員会で認められまして、お二人の先生に比較法研究所訪問教授としてお出で頂いた次第です。この企画は、もともと

比較法研究所の前所長濱洋一教授のときに決まったものでご尽力に改めて感謝申し上げます。

ともかく沿革的な事情もあって、韓国の会社法と日本の会社法は構造的にも非常に共通しております。それから改正論議そのものも内容的に検討してまいりますと、同じような課題を抱えていることが分かりますので、みなさま方のご参加を頂きご討議願うことで、それぞれに実りある成果が得られるのではなからうかと思えます。そこで、今日は、韓国側から先にご報告いただき、続いて日本側からご報告いただくことにしたいと思えます。その前に、現在、比較研究所の所長をしてられる中山教授から一言ご挨拶申し上げますということでございます。

中山…ご紹介頂いた比研の所長の中山でございます。本来なら、さきほど紹介いただきました長濱教授のほうがもともと商法の専攻でもありますから、適任であるということで、先程も、かわって所長の挨拶を頼むとお願いしましたらすげなく断られましたので、ご挨拶をさせていただくことになりました。わたくし、比研の方の身をいろいろ検討している真っ最中でございますけれども、驚いたことに、韓国の文献というのは本当にわずかしかがございません。これは勿論、韓国と日本の歴史的な関係が反映していると思いますけれど

も、一番近い国であるのに、その国の法律関係の文献が、比較法研究所というタイトルを掲げながら大変不足しているというのは、一つの歴史のひずみであるというふうに考えざるをえないわけです。したがって、これからは是非とも韓国の、もしあれば比較法研究所との連絡を密に致しまして、私どもも韓国法研究をやりたいと思っておりますし、韓国からの日本法研究についてもお役に立ちたいと考えております。さいわいに酒巻先生のご努力でこういう大変ユニークなシンポジウムをこの研究所で開催させて頂くことになりました。私も大変ありがたく考えております。どうぞ、大したおもてなしもできませんけれども、これにおこりにならないで、これからも韓国と日本の法学の交流のため是非ともご尽力頂きたいと思います。また、龍田先生には遠いところからこのシンポジウムにおいて頂きまして、大変ありがとうございました。どうぞ宜しくお願い致します。

酒巻…ありがとうございました。それからご紹介が遅れましたが、建国大学の河先生と、朝鮮大学の梁先生のお二人を、このシンポジウム参加のため比較法研究所の訪問研究員としてお招きしておりますので、併せて、ここでご紹介申し上げておきたいと思えます(拍手)。それでは、予定どおり、それぞれの報告に入らせて頂きます。最初に、「一九八四年韓

国会社法改正の要点と実施状況」ということで、成均館大学の林教授からご報告頂きます。通訳は早稲田大学法学部の王舜模助手が致します。

報告1…一九八四年韓国国会社法改正の 要点と実施状況

I はじめに

林…こんにちは。私はいまご紹介頂きました韓国ソウルの成均館大学の林泓根でございます。歴史と伝統に輝く早稲田大学の比較法研究所のお招きで、今日、「一九八四年韓国国会社法改正の要点と実施状況」というテーマについて、高名な多数の商法学者の前でお話しする機会を頂き望外の光栄であると思存次第でございます。さいわいに早稲田大学の助手である王舜模氏は、流暢な日本語を駆使して私の不十分な報告を立派に埋めてくれると確信いたします。それから、李先生とともに私にも訪日の機会をお作り頂きました早稲田大学の酒巻俊雄先生にも厚くお礼を申し上げます。それでは、本論に入らせて頂きます。

II 改正の背景と経緯

韓国商法は、一九六二年一月二〇日、法律第一〇〇〇号として公布され、一九六三年一月一日から施行されたものでございます。商法は、経済的合理主義が支配する企業生活關係を規制対象としますので、経済の発展に伴ってその需要を充足させるためには、そのときどきの改正が切実に要求される法分野です。一九六三年一月一日より商法が施行されてから、その後、企業の規模や経済的環境が急速に変化したにも拘らず、二〇年余りの間に、一回の改正もなされなかったということもあって、経済的現実と商法規定との間の乖離が甚だしく、経済社会の新たな需要を満たすことができない状況がございました。経済の高度成長には、経済規模の拡充と企業活動の活性化のための基盤である企業環境の改善が前提とされます。したがって、経済的環境と企業の実態を十分把握して、会社制度の濫用による不健全企業の発生を源泉的に除去し、企業の資金調達の便宜と財務構造の改善を促進しなければならなりません、また、株式会社機関の合理的再編と運営の効率化を図り、投資家の利益保護のための制度的措置を備えることによって、企業活動に活力を入れる必要が生ずるに至りました。

その間、商法の改正のための試みが全くなかったわけではありません。とくに、一九七四年一〇月に、財務部（日本の大蔵省に該当する）によって商法改正案が発表されるや、各界より多くの改正意見が寄せられましたが、改正の実現までには至らなかったという経緯があります。

一九八一年一二月に法務部（日本の法務省に該当する）に民法・商法改正特別審議委員会が発足いたしましたして、その商法分科委員会が商法改正の問題を公式的に取り扱うようになりました。商法分科委員会は、その中に小委員会を構成し、そこで作成した商法改正審議資料を基礎にして、改正試案を確定しました。法務部は、これを公表し各界各層に意見を求め、それに基づいて一九八二年一二月九日、政府の「商法中改正法律案」を取りまとめ、一九八三年一月五日に国会に提出されました。この法律案は、一九八四年二月二八日から開かれた第一二一回臨時国会における法制司法委員会で審議されましたが、同年三月一六日、政府案に株式相互保有の制限に関する規定が追加され、改正案として確定されました。これが翌日、国会で改正法として成立し、原則的に同年九月一日より施行されております。これが一九八四年の改正法です。

この改正法は、商法典の全五編のうち、第一編総則（三項目、九条文）、第三編会社（四項目、一二四条文）および附則（二五

条文)に關係する改正から成っており、第二編の商行爲、第四編の保險および第五編の海商はこの改正から除外されております。それから、改正の対象も主として株式会社法に集中しておりますが、これは、いうまでもなく、株式会社制度が資本主義經濟を導いていく最も重要な企業形態であるからであります。改正法の主眼は、①企業資金調達の円滑化、②投資家などの利害關係人の保護強化、③株式会社運営の効率化、④株式会社制度の濫用防止、⑤不合理かつ非現実的な規定の整備などを通じて、健全企業の育成・發展を図ろうとするものです。

III 会社の設立に関する改正要点

改正法は、株式会社の設立に関する現行法の枠をそのままおいておきながら、ただ、定款の絶対的記載事項のうち、支店の所在地と定款の作成年月日を削除し、授權資本の範圍を拡大致しました。また、既存・新設を問わず、株式会社で最低資本金制を導入し、その金額を五、〇〇〇万ウォンにしました。さらに、一株の額面金額を五〇〇ウォンから五、〇〇〇ウォン以上に引上・調整したところに特徴があります。

IV 株式に関する改正要点

改正法は、学説および判例上、もつとも見解の対立が激しかった株券発行前の株式譲渡について、会社成立後または新株の払込期日後、6カ月が経過すると、会社に対してもその効力を認めることに致しました。また株式譲渡の方法は、記名株式の場合においても、株券の交付のみをもってなすことができるようにしています。それから、株式の流通を円滑にし、名義書換が容易にできるように、名義書換代理人制度を立法化いたしました。そのほか、自己株式の取得および質取りが認められる範圍の拡大、子会社による親会社株式取得の禁止、株式相互保有の場合における議決権行使の制限、株券不所持制度などについて新たに規定を設けています。

V 株式会社の機関に関する改正要点

改正法は、株主總會について、その基本的な構造問題を取り扱うことなく、總會運営の効率化・円滑化という側面からいくつかの不合理な条項を修正・補完しております。その代表的なものは、議決権の不統一行使に関する規定の新設であり、また株主の権利行使に関する利益供与禁止に関する規定です。株式会社運営の実態をみてまいりますと、会社経営の

実権は代表取締役あるいは大株主をバックにした一部の取締役集中し、取締役会は、会社の中枢的経営機関としてその機能を発揮することなく、ほぼ有名無実な存在として形骸化しておりました。そこで、改正法は取締役会を活性化するため、その権限と運営に関して改善策を講じるとともに、その前提として個々の取締役の地位安定に関する改正を行いました。また改正法は、監査役制度についても、その活性化のために、監査役の身分保障ないし地位強化および監査役の職務権限の拡大に集約される一大刷新を試みました。その代表的なものが業務監査権を認めたことです。

VI 株式会社の資金調達に関する改正要点

韓国の商法は、株式会社の資金調達方法として、株式発行と社債募集の二つの制度を設けております。資金調達に関する改正法の基本方向は、①資金調達の弾力性・機動性・効率性の確保、②債権者保護主義に対する反省、③資本の自由化・国際化への対策などにおかれております。その観点から、改正法は、資金の大量的需要という企業社会の新たな要求を充足させるため、種々の規定を改正・新設しております。すなわち、第一に、授權資本と発行資本の割合を二対一から四対一に拡張するとともに、社債発行限度についても、「資本およ

び準備金の総額の二倍」に拡大して、資金調達の弾力性を増大しました。第二に、準備金の資本組入権、転換社債の発行権など、資金調達の権限を原則的に取締役会に与え、資金調達の機動化を図りました。第三に、利益配当総額の二分の一の限度内で株式配当制度をとりいれるとともに、新種社債であります新株引受権附社債を導入するなど、資金調達の手段を多様化しその実効性を確保いたしました。第四に、新株引受権を新株引受権証書をもって譲渡することができるよう明文文化し、新株割当日制度を認め、また、不公正価額による新株引受人の責任を定めるなど、投資家等の利益保護のための制度的措置を図りました。第五に、新株の効力発生時期を「払込期日の翌日」と定め、社債金額を一〇、〇〇〇ウォンに引上げ、また、社債登記制度を廃止するなど、非合理的な規定を整備いたしました。

VII 株式会社の計算に関する改正要点

旧商法上の計算規定においては、会社財産を会社債権者のための唯一の担保とみて、とにかく、債権者保護を重視する立場が貫かれておりました。このような考え方は、余りにも保守的で、かつ硬直化していると批判されてきました。ただ、株式会社については、公正な会計慣行の要請がある程度受け

入れられていたともいえます。それでも、企業会計慣行との隔たりがないとはいえない状況でした。そこで、改正法は総則において、会計に関して一般的に公正・妥当な会計慣行にしたがうべき旨の包括規定を設けるとともに、株式会社等の計算規定については、根本的な改編を行い従来の債権者保護主義を反省し、あらゆる利害関係人に有用な情報を提供するという企業会計慣行の立場に近付いてそれとの調和を図っております。すなわち、第一に、企業会計慣行にならって計算書類を財務諸表という用語に変更し、その範囲を貸借対照表、損益計算書、利益剰余金処分計算書または欠損金処理計算書および附属明細書に定めました。第二に、営業報告書を財務諸表から分離・規定し、その記載事項を法定するとともに、株主総会にはその内容を報告することで足りるようにしました。第三に、財務諸表および営業報告書は、定時総会の会日の六週間前に作成し取締役会の承認を得た後、監査役に提出し監査役は四週間内に監査報告書を提出するようにして、監査期間を四週間に延長するとともに、監査報告書の記載事項を法定して、監査役制度の実効性が確保されるように致しました。第四に、財務諸表・営業報告書および監査報告書を定時総会の一週間前から本店だけでなく、支店にも備え置くようにしてその備置期間を定めました。第五に、利益準備金の

積立基準を毎決算期の金銭配当額の二〇分の一以上と定め、また資本準備金の源泉に「その他の資本取引から生じた剰余金」を追加しました。第六に、準備金の資本組入権を株主総会から取締役会の権限事項にし、新株割当日制度を新たに導入しました。また、端株の処理方法を規定しました。第七に、企業資金調達の円滑化を図るために株式配当制度を導入し、利益配当総額の二分の一の限度内で株式をもって利益を配当することを認めました。最後に、配当金支払時期を総会で財務諸表の承認があった日から二カ月以内になすように定めました。また、清算貸借対照表などの提出時期を調整したほか、合併貸借対照表を合併承認総会の二週間前から開示するようにいたしました。

VIII 施行上の問題点

結論として、わたしは二点ばかりの問題点を指摘しておきたいと思います。韓国の改正商法は、株式会社の最低資本金制度を法定いたしました。従来より公然として行われてきた株式の仮装払込、とくに見せ金による会社設立を防止する方策を講じなかった点です。韓国の場合、とくに株式会社形態を好んで選択する傾向が著しいので、この問題について特別な規制を設けずに、最低資本金のみを定めたのでは、資金

力のない株式会社設立を容認する余地を残すことになり、最低資本金そのものの実効性を期待することも最初から無理でしょう。もう一つの問題点として、改正商法は、先程申し上げましたように、株券発行前の株式譲渡の会社に対する効力を認めております。この規定は、善意の株式譲受人を保護するという観点から、また、解釈上の対立を解決するという点で、それなりの意義はあったと評価すべきでありましょうが、もう一方で、株券発行の義務を前提に設けられた他の規定を無力化させるという非難も免れないでしょう。すなわち、「会社は成立後または新株の払込期日後、遅滞なく株券を発行しなければならぬ」として、会社がこれを怠った場合には代表取締役等は過料の制裁を受けることとなりますが、会社成立後または新株払込期日後、六カ月経過したとしても、株券を発行しなければ、これら諸規定は無意味に帰することになります。以上で私の報告を終わらせて頂きたいと思えます。御静聴ありがとうございました。

報告2..韓国会社法の再改正の方向

(以下の報告は通訳なしで行われた)

I はじめに

李…ただ今、酒巻先生からご紹介賜りました成均館大学校の李範燦でございます。本日、ご立派な日本の商法学者の前にいたしまして、「韓国会社法の再改正の方向」について報告する機会を与えられましたことを甚だ光榮と存じます。また、このような機会をお作り頂いた早稲田大学比較法研究所長の中山先生の御好意と、このシンポジウムのお世話をして下さいました酒巻先生をはじめ、上村先生、王助手、その他の皆様方のご尽力に対しまして心からお礼を申し上げます。

II 一九八四年改正商法の特徴

それではまず、八四年改正商法の特徴と再改正の必要性および商法改正特別分科委員会の最近の動きについて簡単に話し申し上げてから、改正要望事項の内容を御紹介したいと思います。実は、まずい日本語での報告でございますので、

ご理解に苦しむ不明な点が多少あると思いますが、この点、あらかじめご了解いただければと存じます。

八四年改正商法の特徴および改正項目の詳細につきましては、先程、林先生より報告がなされましたので、重複を避けるため、省略させて頂きたいと思います。ただ、同改正法の具体的内容を日本の商法と比較してみますと、大部分の規定は類似しておりますが、若干の違いもございます。特に相違する項目としては、最低資本金制度、休眠会社の整理、株式の相互保有の制限、株式の額面額の引上げ、株券発行前の株式譲渡制限の緩和、相互保有株式の議決権の制限、取締役・監査役の任期伸長、監査役の職務権限の拡充強化、計算書類に関する改正、株式配当、利益準備金の積立限度、配当金の支払時期、社債総額の制限、実態に即した社債金額の調整などをあげることができるのではないかと思います。

III 再改正の背景および最近の動向

八四年の商法改正後間もなく、八五年一月一日に法務部（日本の法務省に該当）に法務諮問委員会商法改正特別分科委員会が設置され、保険編・海商編の改正作業が開始されました。約四年間の審議を経て、八九年に同改正案がまとめられ、現在、国会に提出されております。

八四年の商法改正後の、韓国の社会的・経済的環境の変化には著しいものがあり、企業界におきましても、量的膨張とともに質的進展がもたらされたといえましょう。そこで、今年の四月一日に再び商法改正特別分科委員会が発足し、改正作業が始まりました。同委員会は、航空運送契約法（仮称）および油濁損害賠償保障法の制定と会社法の再改正を目的として、それぞれ三つの委員会に分かれております。会社法分科委員会では、まず、一〇〇余の関連団体から寄せられた改正要望事項を参考に審議を進め、改正意見書を作成した後、全体委員会において改正要綱を確定することにいたしました。ところが、さる九月二十九日に開かれた全体委員会では、急遽、予定を変更しまして、あと一カ月ほど延長し、より多くの意見を集めてから、一月の全体委員会で改正要綱を確定することに合意しました。それから、この要綱に即して審議を進め、来年末までには具体的な改正試案を作成する予定です。さて、この度の会社法再改正の目的は、八四年改正法の施行以来、表面化してきた副作用や矛盾を排除し、新たな企業環境に即応した法体制を整備することにあるものといえます。

IV 改正要望事項の主要内容

1 最低資本金の引上げ

つぎは、改正要望事項の主要内容について申し上げます。

はじめに、最低資本金の引上げでございます。この度、日本の商法改正におきましても株式会社について最低資本金制度を採用したと聞いておりますが、韓国の場合には、すでに八四年の改正で同制度を取り入れ、株式会社の最低資本金を五、〇〇〇万ウォンに定めるとともに、有限会社は一、〇〇〇万ウォン（旧法一〇万ウォン）に引上げ調整しました。株式会社の最低資本金については、小商人の範囲を決める資本金額を従来の五〇万ウォンから一、〇〇〇万ウォンに引上げたことや、改正当時の経済実情から見ても、その最低限をもつと高くすることが望ましいという私見を述べて来しました。ところが予想したとおりといましようか、この度の改正意見書の中には、最低資本金を現実に即したものととして2億ウォンに引上げるべきこと、また、小規模株式会社を有限会社に誘引するため、有限会社への組織変更要件を緩和すべきことが証券監査院より提案されております。

八四年の改正では、既存会社に対してもこの制度の実効性をあげるといふ目的で、施行後三年内（すなわち、八七年八月

三一日まで）に増資をするか、有限会社へ組織変更をしなければ、その株式会社は解散したものとみなすという経過規定を設けました。この点について、日本の改正法は、五年の猶予期間内に増資をするか、または合名会社・合資会社・有限会社へ組織変更をしなければ解散したものとみなすが、さらに、その後三年内に限り会社を継続することができるとして、結局、八年間の猶予期間を認めていると聞いております。これに対し、韓国法は3年間の猶予期間しか認めておらず、しかも、解散とみなされた会社の処理方法についても何らの規定もおいておりません。そこで、韓国の大法院（日本の最高裁判所に該当）は、「商法付則四条二項および二四条二項の規定により解散とみなされた会社に対する登記事務処理指針」という例規九九二―二に基づいて、八七年八月三一日までに解散みなし会社を確認し、その登記用紙の右側上段の適当なところに「解散みなし（株式）」または「解散みなし（有限）」と表示した索引標を付けさせ、以後、解散みなし会社に対しては印鑑証明および登記簿の抄本の発行を禁止することを命じました。

大法院行政処の非公式集計によりますと、今年度九月三〇日現在、商法付則四条および二四条により解散とみなされた会社数は、ソウル特別市管内で、四、二八二社であり、総数

五四、五八四社のうち、七・八％に達しております。しかしながら、今後、これらの解散みなし会社をいかに整理していくべきかについては、いまだ見通しが立っておりません。早急に、立法的措置を講じることが要望されます。

2 株式の譲渡制限

韓国の商法三三五条一項は、定款の規定をもってしても株式の譲渡を禁止または制限することはできないとして、株式譲渡の絶対的自由を保障しております。しかし、多数存在している小規模・閉鎖的株式会社にとりまして、その閉鎖性維持は保障されるべきでありますし、早晚、実施される予定である資本自由化に備えてその必要性が切実に要望されております。

この点について、各団体から寄せられた改正意見を検討してみますと、定款の規定をもって取締役会などの承認を要する旨の規定を設けることを認めるという点については、大体、意見が一致しております。しかし、会社の意思に反して株式の譲渡がなされた場合の措置や、取締役会などの承認が得られない株主に対して、どのように資本回収の手段を与えるべきかについては、いろいろな意見が出ております。前者については、会社または他の株主に株式の買取請求権を認めたら

どうかという意見と、後者については、株式を譲渡しようとする株主にも会社に対する譲渡の相手方の指定請求権を認めたらどうかという意見が一応、採用されております。この点については、今後、慎重な検討がなされるでしょうが、その際、日本の研究成果や判例の動向などは貴重な参考になるものと思います。

3 自己株式の取得制限の緩和

自己株式の取得に関する韓国法の基本的立場は、日本法と同様ですが、自己株式の取得を認める例外事項に若干の違いがあります。すなわち、韓国商法は、端株の処理のため必要などときその取得をみとめますが、株式買取請求権の制度を採用していませんので、それに相当する規定はありません。ただ、今度の改正で、同制度が取り入れられることになりますと、当然、この場合にも自己株式の取得を認めざるを得ないでしょう。もっとも、改正意見の中には、外国資本による国内企業の買取防止のため必要なとき、また、従業員持株制度の運営のため必要なときにも自己株式の取得を認めたらどうかという意見が出されております。このほか、自己株式の自益権を認めるか否かと、自己株式の保有期間を明示することも提案されております。

4 数種の株式

韓国法は、日本法と同様に、新株発行または株式配当がなされる場合、優先株に対して割当てる株式の種類について規定しておりません。この点について学説は分かれており、実務上、定款の規定をもって相異なる扱いをしているのが現状であります。そこで、この場合、政策的に優先株にも普通株を発行するようにしたらどうかという改正意見が出されております。

韓国の上場会社協議会が一九八九年一〇月三十一日を基準に集計した優先株発行状況を見ますと、上場会社五八九社のうち、九〇社が無議決権優先株を発行しており（約一五・二八％）、この優先株による資本金総額は、上場会社全体の発行済資本金一九兆五七・三億六八〇〇万ウォン中、五・〇六％に達する九八九五億三九三万ウォンであります。ところが、その九〇社中、八八社の優先権の内容は、金銭による配当の時、普通株式より額面価額のただ一％だけを増配する非参加的・非累積的なものとなっております。これは、名目的優先株であり、無議決権株を発行するために形式的な条件を付けたものにすぎません。

このように、優先株制度は、その本来の趣旨が没却され、

大株主の経営権確保の手段として利用されているのが現状です。このような状況で、大株主は所有する優先株を大量に売却するなどして、優先株の価額が普通株より二〇〜四〇％も安くなるなど、株価の歪曲現象が起り、少額投資家の保護という観点からその在り方が問われております。こうした弊害を阻止するため、証券監査院は行政的に優先株の発行を禁止したり、優先株に割当てる新株を普通株にするよう指導・監督してはおりますが、制度そのものの再検討とともに、立法的解決策がとられるべきであると思います。

5 議決権のない株式

先程も申し上げましたように、議決権のない株式の優先的配当率が名目的なものになっている実態を考慮に入れ、優先権の内容を、例えば、優先配当権が累積であることを法文上明文化したらどうか、という意見が出されております。私見としては、むしろ優先配当率について最低限を定めたほうがより効果的ではないかと思ひます。

6 無記名株券制度の廃止

無記名株券制度は、実務上利用されたことがなく、記名式株券も交付のみをもって譲渡可能になっている現行法の下で

は、この制度に関する諸規定が有名無実化しております。そこで、同制度の廃止が要望されております。

7 株主総会の定足数の緩和

韓国法は、通常決議の定足数について、日本法と同様の規定を設けております。しかし、株式分散の高度化や企業の大規模化が進むにつれて、大衆株主が急増しており、とくに、議決権行使に関心のない群少株主の総会出席率の低下によって、定足数の確保が大変難しくなっております。

そこで、株主総会の定足数要件を緩和するか、あるいは、定足数に達せず、総会を再招集した場合には、定足数を発行済株式総数の三分の一以上にしたらどうかという意見が提案されております。

8 書面による議決権の行使

株主総会の成立を容易にし株主の議決権行使の円滑化を図るため、議決権のある株主数が一定水準以上の大会社に対しては書面による議決権行使を認めたらどうかという意見が提案されております。

9 新株の利益配当起算日

シンポジウム／会社法の改正

現行法上、新株の効力発生時期は場合によって異なりますので、新株の利益配当における起算日も違います。その結果、同一会社の株式でもそれぞれ格差が生じております。韓国の企業債行や法務部の有権解釈もいわゆる日割配当を認めておりますが、近頃、この点に関する疑問が提起されております。すなわち、議決権の行使および新株引受権等においては新株と旧株との格差が認められないのに、利益配当の場合に限ってそれを認めるのは法理上衡平を欠くのではないかという理論的理由と、株式市場における流通の効率化を図らなければならないという実上の理由に基づきまして、同一の事業年度内に、有償増資・準備金の資本組入れ・株式配当に伴って発行した新株について、その配当起算日は、ともに遡及して事業年度の初日としたらどうかという意見が提案されております。

10 株式配当

八四年改正法は、株式配当制度を導入しましたが、株式の配当により発生した端株の処理方法については、株式併合などのときの処理方法、つまり、併合に適合しない部分について発行した株式を売却して、その代金を支払う方法を準用せず、端株分につき金銭をもって配当する簡便な方法を取り入

れました。

ところが、ここ数年間、株式の市価は非常に高くなっており、改正当時に比べて、平均四・五倍になっております。このような状況では、金銭をもって配当する方法は、端株主にとって不利であることは言うまでもありません。そこで、株式配当のときにも、株式併合のときの処理方法を準用するように改正することが要望されております。

また、韓国法は、株式配当額について、日本法とは異なり、利益配当総額の2分の1に相当する金額を超えてはならないという規定を設けております。ただ、資本市場育成に関する法律の適用をうける上場会社等には、この制限の適用はなく、利益配当総額に相当する金額の範囲内で株式配当をなすことができるようになっております。私は、このような制限の実効性いかにについて疑問をもっておりますし、いずれこの制限は撤廃されるべきではないかと思ひます。

11 配当金の支払期間の短縮

配当金の支払時期について、日本法には規定がありませんが、韓国法の場合には、故意的な配当金支払の遅延を防止するため、定時総会で計算書類の承認がなされた日より二月以内に支払うことが要求されております。ということば、實際上、

配当金の支払いを二カ月間遅滞することを認めた結果にもなるわけです。そこで、この支払期間を一月以内に短縮するとともに、その時期をすぎた場合には、延滞利息の支払を義務付けようという改正意見が出されております。

12 社債発行総額の制限廃止

韓国法は、八四年改正の際、従来の資本および準備金の総額までとなっていた社債発行総額の限度を、企業界の強い要望に応じて、その二倍までに緩和したという経緯があります。

しかし、この度の改正意見としても提案されているように、企業界としてはその制限をもっと緩和するか、あるいは廃止すべきことを要望しております。特に、廃止を主張する者は、おそらく、発行総額の制限そのものが實際上、大きな意味を持たないと考えているようです。私見ではありますが、この立場にたつて、制限を廃止するならば、既存社債に未払込みのある場合の制限（社債募集の制限）も廃止すべきではないかと思ひます。

13 合併貸借対照表等の開示

韓国法は、株式会社の合併に際して開示すべき事項について、概ね日本法と同様の規定をしております。しかし、こ

の点については、従来より合併契約書の要領の通知および合併貸借対照表の開示だけでは、合併比率の公正性判断はほぼ不可能であるという指摘がなされてきました。そこで、改正意見として、取締役の権限濫用を事前に防止し、かつ一般投資家を保護すべきであるという趣旨で、合併承認総会前に合併契約書、合併貸借対照表および取締役会議事録等を株主に開示すべきこと、また、合併検査役制度を導入することが提案されております。

14 吸収合併の報告総会

韓国の現行法は、日本法と同様に、吸収合併がなされたとき遅滞なく報告総会を招集すべきことを要求しております。この点については、株主総会の招集の困難さを考慮に入れ、さらに、合併手続の長期化を防止し合理化を図るため、同報告総会を廃止し、存続会社は次期の定時株主総会で合併事項を報告すれば足りるという手続上の簡素化が要望されております。

15 株式買取請求権

韓国の場合、株式買取請求権制度について、商法は何ら規定を設けておらず、証券取引法上、会社の合併または営業譲

渡・譲受けが株主の意思に反してなされる場合、その株主に株式買取請求権を認めているにすぎません。

そこで、証券取引法の適用をうけない非上場会社の少数株主にもこの請求権を認めようという改正意見がだされております。

16 設立手続の合理化

現行法上の株式会社設立手続については、会社設立の段階から、事実上一人の出資者によって、しかも、株金の仮装払込が行われるなど、種々の問題が山積しております。そこで、韓国税務士会より、募集設立の場合、設立時に発行する株式総数の五〇％以上を必ず発起人以外の者に引受けさせるなど、その要件を強化すべきであるという意見が提案されております。そのほかにも、発起人数を現行の七人以上から三人以上に緩和することや、株金の払込、増資、名義書換の時、第三者機関による登録制度の導入いかなについて検討することが要望されております。もっとも、現行法上の払込仮装罪等に関する規定(二八条)を見せ金による仮装払込行為に適用するのは、その構成要件が不明確であるため極めて困難であるとして、見せ金による仮装払込行為を払込仮装罪の一類型であることを明文化すべきこと、また、見せ金による払込

の欠缺が著しい場合には会社設立無効の訴えの原因とすることを明らかにして解釈上の争いを立法的に解決すべきことが改正意見として寄せられております。

この度の日本法の改正におきましても、設立手続の合理化をはかるため、多くの措置がとられたようですが、韓国の立場においても同様な問題が存在している限り、日本の改正法または改正議論などを参考にして積極的に取組んで行かなければならないと思います。

17 少数株主権の行使要件の緩和

日本法は、少数株主権の行使の要件として、一定割合以上の株式の保有率のほか、株式の絶対数または株式の保有期間も取り入れ、各場合によって多様な取り扱いをしているようですが、韓国法は、一律に一〇〇分の五以上という株式の保有率だけを要件としております。しかし、近時における国営企業の民営化による国民株普及および株式投資の大衆化が進むにつれ、零細投資家が急増している実態から致しますと、この要件は、非現実的であるといわなければなりません。大株主や理事者の専横を防止し、かつ少数株主の地位を強化するためにはこの要件を緩和する必要がありますでしょう。改正意見としても、その要件を現行の五／一〇〇以上から三／一〇〇

以上に緩和することが要望されております。

18 休眠会社の整理

最後に、休眠会社の整理につきまして簡単に申し上げます。韓国法は、休眠会社の整理につき、大体、日本法と同様な規定をしております。ただ、その整理にあたる主務部署が、日本の最高裁判所に該当する大法院の法院行政處長であること、営業継続の届け出をなすところが法院(日本の裁判所に該当)になっていることのほか、日本法では解散したとみなされる会社を、その後いかに取り扱うべきかについて規定しておりませんが、韓国法は、その後3年内に会社継続の決議によって会社を継続しない場合には清算が終結したものとみなすといういわゆる清算結了擬制規定をおいていることが日本法との違いではないかと思えます。韓国法の立場におきましても、清算結了擬制後の扱いについて、一応、法院の嘱託登記により登記簿から削除されるようになっておりますが、このような処理の当否いかにについては、なお、疑問が残るでしょう。以上で私の報告を終えることに致します。御静聴ありがとうございました。

報告3…平成二年の商法改正と残された

立法課題

1 改正の経緯

龍田…龍田でございます。今年の六月に商法ならびに有限会社法が改正されましたが、そのルーツを探りますと、一応昭和四十九年の改正まで遡るのではないかと思います。四十九年改正は、監査制度を整備するにあたり、初めて規模別の規制を導入いたしました。その直後から法制審議会商法部会が株式会社法の全面改正の作業に着手いたしましたことは、皆さんご承知の通りです。それを促しました一つの要因が、レジユメに挙げている国会の附帯決議です。国会の附帯決議の中には、その時に改正された事項の円滑な実施のために手当てをせよとか、いろいろな内容のものがありますが、その後に行われるべき改正に関連するものだけをかい摘んでそこに拾っておきました。

そして、大小会社の区分を含む全般的な会社法の改正を目途として問題点を整理し、それについて関係団体等からの意

シンポジウム／会社法の改正

見照会を受け、それを基にして改正試案を作成するという作業を行いました。が、とても全部をやるには時間がかり過ぎるというので、株式制度、株式会社の機関ならびに株式会社の計算・公開、その三つについて試案ができたところで、途中下車をして改正がなされたのが昭和五十六年の改正です。途中下車でしたので、そのときの国会においてまた附帯決議でお尻を叩かれております。

それを受けて大小会社区分を中心とした問題点を作り、また意見照会をしまして、それを参考にしたうえで昭和六一年に商法・有限会社法改正試案が公表されました。試案に採り上げられている項目は、レジユメに表題だけを掲げてありますが、かなり広範なものです。この中に企業結合は入っておりますが、それを除きますと、ほぼ会社法の全体にわたる改正がもくろまれていたと言つてよいかと思います。

しかし、これにつきましても全部はとも時間がかかり過ぎるというので、再び途中下車をして行われたのが本年六月の改正です。

2 平成二年の改正点

六月の改正は、設立、資本増加、株式、社債発行限度、組織変更というように、項目を見ますと随分多岐にわたつてい

ます。時にはこれが大改正と称されることもありましたが、ただ今も申しましたように再度の途中下車でありまして、計画のごく一部についてなされた改正であることは、皆さん先刻ご承知のところ です。

いろいろな事柄が改正されていますが、やはり中心になりますのは、非公開会社の立法について一步を進めたことだと言つてよいのではないかと思います。この系列に属する改正としては、昭和四十一年の改正があります。四十一年改正によつて株式の譲渡制限に関する規定が入り、これによつて閉鎖的な会社に関する立法が始まつたと言えるのではないかと思います。先程伺いましたところでは、韓国は株式の譲渡制限の規定をこれから導入することをご検討のようです。昭和四十一年改正でそのような閉鎖的な株式会社も認める趣旨が明らかにされ、さらに四九年の改正で大中小と三つにわかれ、監査制度だけの区分であつたのが、昭和五六年の改正におきましてそれが更に広げられた。つまり議決権を持つ株主が一〇〇〇名以上いる大会社におきましては、監査のみならず株主総会の運営方式についても、中小の会社とは異なつた規制をするという制度になりました。それを受けて本年六月の改正では、最低資本金ならびに発起設立をややすくする、あるいは株式の譲渡制限の規定について問題があつたところを手直し

して明確にする、および株式の譲渡を制限した非公開・閉鎖的な会社について株主の新株引受権を法定し、株主の持株比率の維持を図る、といったような改正がなされましたうえ、組織変更の規定が従来あまりにも嚴格であつたのを動きやすくした。これは最低資本金制度の導入と関係する改正と見ていいのではないかと思います。こういった諸点は非公開会社立法の一步を成すものと見てよいように思います。

本年の改正の中心を成すものは今述べた点ですが、これに加えて、資金調達を容易にする観点から、優先株制度や社債発行限度に関する改正が、主として実務界の要望を受け入れる形で、取り入れられています。

法務省は今回の改正法案を国会に出す際に、その提案理由として、債権者保護の充実を図ることが重要な柱であると説明していますが、最低資本金制度などはその一環として捉えられています。その他に、利益準備金の積立基準を、従来の金銭配当の一〇分の一から社外流出分の一〇分の一に改めた点も含めまして、会社債権者保護を進めたと説明しておられます。

ともかく、今回の改正は、見たところ随分たくさんの方に及びますが、先程も申しましたように、改正試案のうちから取り取えず纏まるものを取り上げ、それに加えて実務界の要

望で取り上げるべきものは改正に含め、更にそれに加えて、理論的な整理を加えた改正もなされています。ご承知の株式併合および株式分割に関する規定に関する改正は、いろいろ関係する問題がありますが、主として理論的な整理の面が大きいように考えます。

3 平成二年改正の評価

(1) 最低資本金制度の導入

今回の改正の目玉は、最低資本金制度の導入であります。有限会社につきましては、昭和十三年同法制定の時に一万円、昭和二十六年改正の時に一〇万円と最低資本金が定められましたが、株式会社については、昭和二十五年頃から最低資本金制度を導入することの必要性が強く叫ばれながら、なかなか実現しなかったものです。これをもっと早く設けておけば、中小企業関係の諸団体から強い反対を受けずに済んだのではないかと思います。規定なしに過ごしてきたために、一〇〇万を超える株式会社が出来上がってしまいました。そういう多数の既存会社にかかわる改正が、理論はともあれ実際に実現することがいかに難しいかということを示した一例と言っているのではないかと思います。

この点、韓国のお話しを伺いますと、既に一九八四年改正

で最低資本金制度を導入しておりますし、金額も五〇〇〇万ウォンとかなり高いところに定められています。日本の株式会社の一〇〇〇万円よりは大きい額ですね。猶予期間も三年とかなり厳しいようですし、さらにそれを二億ウォンに再引上げを検討しておられるようで、なかなか積極的であるという印象を受けました。

ご承知のように、法制審議会です承された改正要綱におきましては、新たに設立される株式会社の最低資本金は二〇〇〇万円、有限会社については五〇〇万円、既存の会社については一〇〇〇万円と三〇〇万円と、二本立ての定めが予定されていきました。その後、新設・既存とも金額を低い方に揃える形で実現を見たわけです。最低資本金としていくらの金額が妥当であるか、理論的に明確な基準を出すことは難しいと思います。しかし、事業を行ううえで必要な資金の額には常識的な枠があると思われまふ。最近の情勢からしまして、この一〇〇〇万円と三〇〇万円という額はいかにもささやかな定めであるという感想を拭い切れません。とはいっても、やっとなんか出来たということ自体に、今回の改正の大きな意義があるのではないかと思います。つまり、有限責任制度を利用するからには、それに相応しい負担に耐える主体でなければいけないという考えが、法の中に存在する場所を得た

ことが大きな意味を持つように思います。今後は折を見て、これを相応しい金額に引き上げていくことが、次の課題ではなからうかと思えます。

最低資本金制度の導入と関連して、組織変更手続をやり易くするための改正も行われています。株式会社から有限会社へ、或いはその逆、有限会社から株式会社へ、いずれにつきましても、総株主の同意とか或いは総社員の同意といった、一人の社員・一人の株主が拒否権をもつような要件は廃止されました。また、有限会社からの組織変更の場合に要求されていた裁判所の認可も不要になり、特別決議で足ることになりました。ただし、株式会社の場合は通常の特別決議と違い、株式の譲渡制限を定款に設ける場合と同じ、頭数の多数も含めた一番厳格な決議要件が要求されます。ともかく多数決で組織変更ができることにしたのは、実際に動きうる制度に改めたという点で意義が大きいのではないかと思います。そして多数決による以上、反対者が出るのは当然予想されることです。ですから、その人達の利益を守るために、株式あるいは持分の買取請求権を定めることになりました。これも妥当なところではないかと思えます。債権者異議の手続を必要とするのが、資本減少を伴うような場合に限定されましたのも、それなりに意味のあることだと思えます。

ただ、組織変更の手続に違法な点、瑕疵があった場合の扱いにつきましては、明文規定が置かれないうちに終わりました。最高裁判所の判例でご承知のように、そういう問題については設立無効の規定を類推適用することで賄っていますので、それで足りるとされたのが大きな原因ではないかと思えます。しかし、組織変更の場合には債権者が文句を言うこともありうるわけで、資本減少の無効とか合併無効の場合のように、債権者に原告適格を認める必要があるように思われます。単に設立無効の規定を類推するだけでは足りないところがあるのではなからうかと思えます。

(2) 会社設立手続の合理化

先程のお話によりますと、韓国では、募集設立を実質化する方向の改正をお考えのように承りました。今回日本が採りました改正は、それと全く逆であります。社員数が少ない、小さな規模の会社の場合には発起設立が適しているはずなのに、従来は形だけ募集設立の方式を選び、それによつて裁判所の選任する検査役の調査を免れる。このあたりは、おそらく韓国も同じ事情で改正を検討しておられるのだらうと思えます。日本が採りました選択は、発起設立だからといって当然に裁判所の選任する検査役の調査が必要とはしない形で、その点から発起設立の方法が忌避されないようにした。これ

はこれで意味のある改正だろうと思います。その代わり、払込取扱機関に払込を扱わせるということで、手続的な面から補充をしています。韓国は発起人を三名で足ることにしようとして検討されているようですが、これはやはり社団性というものを随分重視しておられるのではないかと思います。日本はその点を吹っ切りまして、一人で設立できることにした。これにはいろいろ問題があるかも知れませんが、子会社を独立させるといったような時に、あるいは個人企業が株式会社成りをする時に、形だけ発起人あるいはその他の株主の頭数を揃えるといった、無駄なことをする必要がなくなるという意味では、歓迎すべき改正だと思っています。

そのほかに、資本充実責任あるいは設立費用等についての改正がありました。

また事後設立につきましては、従来、検査役による調査の規定がありませんでしたが、脱法を防ぐという意味から、設立の場合の現物出資や財産引受に対するのと同じ規制、つまり裁判所の選任する検査役の調査が必要になったわけです。

現物出資および財産引受けに関する、裁判所の選任した検査役による調査につきましては、一方で、適用除外の範囲を法定いたしました。もちろん改正前から、新株発行については適用除外の定めがありました。この度、設立および事後

設立等につきましても、ごく小さいものは除く、あるいは財産の種類によっては簡略な方式でよいということに改めました。裁判所の手を煩わせて会社の設立の適正を期すというのは、言ってみれば国民の税金を使うわけですから、そういう社会的コストをかけるに値する問題だけに限定しようということです。これは非常に適切な改正だと考えています。

(3) 資本充実の進展

資本の充実に関連しては、利益準備金の積立基準を改めました。先程伺いましたお話では、韓国は改正前の日本の方式、つまり現金配当の一〇分の一ということになっているわけですね。日本の場合、改正試案におきましては、いま申しました点の改正がもくろまれていたほか、資本の額が非常に小さい会社の場合、資本の額を上回ってでも利益準備金を積み立てなければいけないことにしようとしていました。その金額をいくらにするかは、将来詰めることにしていました。非常に小さい会社の場合には、資本の四分の一と言いますと比例的にどんどん小さくなっていくわけです。そのため、資本金のあまりに小さい会社については、資本金の四分の一という積立限度を突き抜けても積み立てさせるという案を用意していたのですが、これは今回の改正では結実せず見送られました。将来の課題であらうと思います。

(4) 資金調達の容易化

資金調達に関しては、改正試案にはごく僅かの条項しか入っていないでした。今回の改正は主として実務界の要望を取り入れたものと言えるように思います。

優先株につきましては、発行手続を容易にすることが強く望まれていました。特に銀行などBISの自己資本規制に適合させるために、いろいろな種類の株式、とりわけ議決権のない優先株を発行して自己資本を大きくしたい。定款でもって優先株の内容をすべて定めなければいけないのでは、機動的な発行がしにくいというので、上限だけを定款に定めれば、あとは取締役会の決議でその都度決めればよいというように、発行し易くしたわけであります。転換社債の転換条件についても同様です。この「上限」とは何かということが、改正後の議論の対象になっていきます。定めた趣旨からしまして、余りルーズに解釈することは慎むべきではないかと思えます。つまり、それぞれの優先株の優先配当額を定款に決めるべきであります。プールした形で定款に定め、それを使い切ったあとは優先株を発行しない、だからプールでも構わないというような上限の定め方は、今回の改正法が認める中身ではなからうと思います。

これと関連して、議決権のない株式の発行限度を四分の一

から三分の一に拡大しました。どの限度がいいのか、確たる数字を探すのは難しいですが、感じとしては、これ以上緩めるにはかなりの根拠が必要ではなからうかと思えます。

議決権のない株式につきましては、約束された優先配当が支払われないとき議決権が復活するわけですが、その復活の時期を明らかにする改正が今回なされています。時期を明らかにするだけではなく、累積的な優先株につきましては、議決権が復活する総会を一回後へずらすという意味で、発行会社に歓迎される改正もなされました。これは少し甘いのではないかと思います。韓国のお話を伺いますと、優先配当株については累積的にすることを強制するような改正を検討中のようなのですが、なかなか厳しいという感想を持っています。

端株につきましては、昭和五六年改正で入ったばかりの制度ですが、その後の利用の実情を踏まえて、実務界から出された要望を受け入れ、単位未満株に近づける方向の改正がなされました。つまり、定款に定めれば端株券を出さずにおいてよいとか、その代わり端株主に買取請求権を認めるといった点は、いずれも単位未満株に揃えるものであります。なお社債発行限度については、後にまとめて扱わせていただきます。

(5) 株式規定の整備

株式に関する規定がいろいろ整備されました。株式の併合や分割に関する規定が従来は計算のところに入っていました。が、従来から、本来は計算とはかわりのないものが混在していると指摘されていたところです。竹内昭夫教授が以前から、株式配当および無償交付の本質につきまして、いずれも株式分割であると強く主張しておられ、その趣旨に従った改正が今回なされたわけであります。つまり、無償交付につきましては、法定準備金を資本に組み入れる部分だけを計算のところに残し、あとは株式分割として扱うということで、従来空き条文になっていた二一四条以下に株式併合、二一八条以下に株式分割をまとめて移しました。また株式配当につきましては、利益の資本組入れの部分だけを一項計算のところに残し、あとは株式分割として扱うことにして、計算の節からはそれに関する規定を除いたわけです。これは理論的な整理という意味もさることながら、株式配当と切り離して利益を資本に組み入れることができる旨を明定し、それによって資本の増加をたやすくする、今回導入された最低資本金に満たない会社が生じないようにし易くするという意味もあります。また株式配当につきましては、利益の移転がないのに課税されるという従来の扱いが非常に不当ではないかということが、竹内先生が株式配当についての改正を主張された一

つの重要な理由でもありました。株式配当は何も利益を移転したわけではないから、課税されるべきでないということになるはずですが、改正後に出ました税法学者の論説などを見ますと、なかなかその思惑通りの実現は難しそうで、課税は今後も続くように思われます。なお、副産物として、規定がかなり読み易くなったことは、率直に認めてよいと思います。二九三条ノ三ノ三というようなダブル枝番号の規定がかなり減り、頭の体操が少して済むようになりました。

韓国の改正で検討されている割当日などの問題は、今回の日本の改正にも入っています。

なお、韓国は無記名株式の廃止を検討中のようですが、日本は今回の改正で廃止しました。スクラップ・アンド・ビルド、つまり改正ごとに規定が増える一方では複雑になって困るから、あまり利用されないものは削っていった、複雑になりすぎるのをできるだけ防ごうというわけです。無記名株はあまり利用されていないというのでバツサリと切ってしまう。他方、今回同時に優先株制度を利用しやすくしましたが、優先株は、議決権がないものとし、そして無記名式で利用されることもかなりあり得ると思います。かつて日本におきましても、無記名式の優先株が出された例があります。しかし、実務界がこれを残せという要望をしなかったため、

削つてしまわれました。そのおかげで、無記名株券を発行している場合には公告をせよとか、権利を行使するときには供託せよといった類の規定がいくつか削られて簡単になりました。しかし、それによってあまり多く減ったわけでもないと思われまゝ。逆に、端株券は無記名式ですから、二三〇条ノ七第三項とか二八〇条ノ五第二項のように、従来なら無記名株の規定を準用することで済んでいたものについて、改めて新しく規定を作らなければならなくなっています。

4 今後の立法課題

今後の立法課題につきましては、改正試案に示されていないが、今回の改正で実現されなかった積み残し分を中心に、話をさせていただきたいと思います。

(1) 登記所における計算書類の公開

登記所において計算書類を公開させることが改正試案に出ており、且つこれは法制審議会の要綱にも入っていました。最後の段階で削られてしまいました。

株式会社である以上すべてその貸借対照表を公告する義務を負わされていますが、恥ずかしいかな、わずか1%程度の会社しかこれを守っていないのが日本の実情です。外国の方を前にしてあまり言いたくない話ですが。

これができるだけ実質化するにはどうすればいいかということの一つの契機として、昭和三七年の改正以来、登記所で公開させることが懸案とされてまいりました。以前は、登記所の受け入れ態勢が整わないために実現が難しかったわけですが、最近コンピューターの導入等によりましてその受け皿の方は出来たというので、改正案が具体化されたわけです。残念ながら、中小企業の方々が非常に強く抵抗をしまして、これは実現を見なかったのであります。本来日刊新聞等に公告する義務がありますから、その代わりに登記所に出せばよいということとは、随分義務が緩和されると言えるように思います。また、公告でありますと、ある会社の貸借対照表がどの、いつの新聞に出てたかを探するのが大変ですが、登記所でファイルを繰ればそれが出てきますから、非常に便利ではないかと思えます。コストも随分安くて済むのではないかと思います。

これに伴つて、計算書類を登記所に公開していない会社の取締役の責任を重くしたり、或いは虚偽の記載をした場合に処罰するといったような規定が、改正試案に含まれていたのですが、すべて先送りになってしまいました。

なお、審議会の要綱には、大きな会社は登記所に計算書類を出すのみならず従来通り公告義務も負うという案が入って

いました。しかし、私個人といたしましては、登記所に公開する以上、公告は要らないと考えています。日進月歩でコンピュータなどの技術が進んでまいります。そういう技術を利用した公開の方法をもつと真剣に考えていくべきだと思えます。ご承知のように、アメリカの証券取引委員会におきましては、EDGARというシステムが、テスト的ではありますけれども行われております。それぞれの会社が端末を操作するだけで届出がなされる。また秘密番号(PIN)を入れることで情報へのアクセスができる。こういう方向で考えていくならば、公開といっても考えるほど負担の重いものではないかろうと思えます。要するに、こういう制度を導入することに対して抵抗されるのは、どうも、計算書類を作ること自体があまり好きではないからではないかと邪推をする次第です。

(2) 非開会社規制の整備

① 会計の適正性確保

非開会社についての規定が今回の改正でかなり整備されましたが、大きな問題が落ちています。その最たるものは、いわゆる調査、中規模の会社についての計算の適正を図るための調査制度が、とうとう今回の改正では実現しなかったという事です。これにつきましては、酒巻先生が座長をされ

ました調査問題検討研究会において、実施準則案まで含めたかなり具体的な詰めをされていたので、実現しなかったのは誠に残念です。これも最低資本金の大きさと相關関係のある問題だろうかと思えます。最低資本金を非常に大きくして、全ての株式会社には会計監査人の監査が強制されることになりますと、このような問題を議論する必要はない。逆に、最低資本金を非常に低いところに決めますと、会計監査人監査が強制されないすべての株式会社について、調査すら強制することが難しい。そこでまた、小さい会社の中で区分を設け、少し大きい方の部分だけにこの調査を強制し、それより小さいところは何にも適正担保の制度がない、そういうミニ株式会社が残ることになります。この制度につきましては、調査の対象となる会社の側、いわゆる中小企業の団体からの抵抗が非常に強かったことに加えて、会計士協会が非常に強くこの制度の導入に反対されたことが、大きく響いているのではないかと思います。調査制度は監査として体を成していないという趣旨のようですが、どういう制度ならよいのか、対案を示されることが必要ではないかと思っています。

② その他の債権者保護措置

そのほか、非開会社の債権者を保護する措置として、試案には、支配株主などの責任を重くする明文の規定、貸付金

という形はとっていても実質が出資である場合には債権者としての地位を劣後させる、出資金と看做してしまうというような規定、あるいは、会社が倒産した場合に、それより前一定期間内に会社から得ていた利益を返還させるという規定など。これらはいずれも、法人格否認の法理のところであり上げられている問題です。法人格否認の法理は判例によって認められているものの、その適用範囲をできるだけ限定すべきだという議論が強いようですので、こういった点について明文の規定を設けることがかなり重要であろうと思います。また、これは主として小さな規模の会社で実際上問題になるものであり、有限責任制度を利用する以上は、こういった点を覚悟のうえで利用されるべきではなからうかと思えます。

③ 株主間の利益調整

非公開会社の株主間の利益の調整につきましては、試案には、抑圧された株主の株式買取請求権の定めが入っていました。例えば、閉鎖的な会社において、一部の株主は取締役その他のポストを占めて報酬の形で利益が得られるけれども、そこに入れてもらえない所謂抑圧された株主は、株式を処分するにも市場性がないので救われようがない。キャピタル・ゲインを株式の売却によって得ることも不能であるということから、救済措置として考えられたものであります。これ

につきましては、裁判官の方々がずいぶん慎重なお考えをお持ちのように見受けられます。もう少し要件を詰めて考える必要があるかもしれません。

④ 運営の簡素化

改正試案は、株式会社である以上取締役は二人以上、大きい株式会社は三人以上必要だと定めていました。これは、株式会社と有限会社に強いて差をつけるとすればどこでつけるか、その一つとしてこういう考え方を採ったのではないかと思います。私個人としては、株式会社でも取締役は一人ではないのではないかと思います。一人であれば、当然、取締役会は無くてよいということになります。

なお、試案には、取締役が複数存在して取締役会を構成する場合、持ち回り等略式的方式で取締役会決議をすることを認める案が入っています。計算関係や支配株主の責任についての規定が整備されれば、取締役会や株主総会の手続は簡略にしてもよいと思います。また監査役も、すべての株式会社に必ず必要なものとは考えておりません。試案のような形でよいと思っています。

⑤ 有限会社制度の位置づけ・存在理由

今回の改正におきましては、資本の充実に関していくつかの改正がなされたのに関連して、有限会社も巻き添えを食

っています。払込取扱機関、現物出資・財産引受けや事後設立の調査などの点については、株式会社と同じ趣旨の規定が有限会社法にも設けられました。そういう点が幾つかあって、従来に比べますと、有限会社は非公開株式会社にきわめて接近したのになっています。こうなりますと、有限会社は一体なぜ株式会社と別に存在しなければならないのか、その存在理由が問われます。持分の譲渡が制限される点が昭和四一年以前は違いと言えましたが、現在は株式会社についても、株式譲渡の制限される閉鎖的な会社が存在します。徹底すれば、有限会社制度を廃止し、株式会社一本にする方向もあり得ます。私は、有限責任というのは引き受けた額について責任を負うというものに限られず、もっと幅広い有限責任が有ってもよいのではないかと、個人的には思っています。例えば、引受額の二倍の責任、あるいは引受額の一〇倍まで責任を負うような有限責任とし、その代わり内部の運営手続についてはうんと簡略にする、そういう種類の会社があつてよいのではないかと思ひます。

⑥ 最低資本金の引上げ

最低資本金につきましては、先程申し上げましたように、額があまりにもささやか過ぎますので、再引上げが将来の問題になります。ただ、経過措置として五年と三年、合計八年

が定めてありますので、少なくともこの八年間はこの点に触れるのは難しいでしょう。再引上げはその後の問題になろうかと思ひます。

(3) 管理運営機構の合理化

非公開的な会社に特有の問題はこの程度にして、あとは株式会社一般に関する若干の感想を申し上げます。もっとも、取締役、監査役、株主総会の基本的な問題は、挙げておりません。試案に入っていた若干の問題を取り上げてみます。取締役会については、同じ場所に集まらなくても、テレビ等を通じて会議をすることを認める趣旨が触れられています。臨場性といひますか、そこでやりとりが出来る、物が見れる、人の表情も言葉もわかるというのであれば、取締役会に限らず、株主総会もそういう形で開くことを認めて差し支えないように思ひます。自前でそういう施設を備える会社がもちろん増えるでしょうし、こういった施設を貸す企業もたくさん出てくるでしょうから、小さい企業であつてもそれを利用して、この方式によることのできるのではないかと思ひます。

(4) 株券失効制度

株券失効制度につきましては、試案にかなり詳しい定めが用意されていましたが、今回の改正では実現していません。現在は除権判決の前提として公示催告手続が要求されます。

この公示催告が一般の人にはわかりにくい。官報に載せたり、証券取引所で掲示をしたりしますが、一般の人はあまり見ない。そのほかの周知の方法といえは、裁判所の前であの金網の張った所に吊るしておくやり方ですね。これで周知させるのは無理です。そういう意味でも、株券の失効制度は、真剣に考えなければならぬ問題です。

(5) 会社の合併・分割

合併については改正試案にかなり具体的な規定を置いていました。異なった種類の会社の間の合併を認めるとか、先ほど韓国の会社法について触れましたように、報告總會などを廃止するなど、手続の簡略化・明確化を図る。そのほか、合併比率の算出の根拠を示す説明書を作らせる。募集・売出しに際しては目録見書の形で直接の開示を行いますし、また公開買付でありますと公開買付説明書で情報の開示がなされる。とくに証券交換の方式による公開買付でありますと、有価証券の届出も併せて要求されます。合併は募集・売出しに当たらないと解釈されているため、大会社の場合に参考書類でなされる開示以外は詳しい情報が提供されません。この点を充実させるためにも、合併比率の算出根拠に関する説明書が必要であります。

会社の分割につきましては、試案にも定めがありません。

検討が進んでいないということです。以前に商法改正研究会におきまして、かなり突っ込んだ検討をされました。そういった成果を踏まえて、分割に関する規定を設けるように検討しなければならぬと思います。特に今回の改正におきまして、事後設立に裁判所の選任した検査役による調査が必要とされるようになりました。従来、事後設立の方法を使って分社する、つまり新しく会社を作ってそれに営業の一部を事後設立の形で譲渡する方法がよく利用されていました。それが若干やりにくくなったと思われます。その意味からも、会社の分割、単に物を移すだけでなく社員関係・計算関係も含めて分社するという、合併の裏側にあたる制度が必要です。

(6) 企業結合に関する規定の整備

企業結合については改正試案も殆ど触れていません。これはその次の段階の改正として予定されていたものです。学説においてよく議論されている諸点の立法化を検討しなければならない。つまり、親会社・子会社の関係よりももう少し広い範囲の支配従属関係を明確にし、それと同時に、結合関係を形成する手続について、現在以上に整備を図る必要があるのではなからうか。第三者割当につきましては、二八〇条ノ二第二項によって、発行価額が特に有利であれば開示のうえに特別決議が要求されますが、発行価額が特に有利でなくて

も、まとまった株式が特定の人の手に入るということは、株主にとって大きな問題です。したがって、これについても同様の扱いが必要とされるのではないか。同じことは重要な提携についても言えます。現在のようない二四五条一項二号だけでは不十分です。つまり、営業全部にかかわらないもの、また賃貸借・経営委任・利益共同等以外のものであっても、会社の運命に大きくかわる提携については、やはり手続面の規制を考える必要があるかと思ひます。

相互保有については、現在、発行済株式の四分の一以上を保有する会社がある場合、持たれた会社には議決権がないという形の規制があります。これはやはり、もう少し厳格にする必要があるように思ひます。どういふ形で厳格にするかは非常に難しい問題であり、ご承知のように、五六年改正の案を検討する過程では、一〇%を持たれた側には取得自体を禁止する案もありました。その方式ですと、どちらが早く通知するか、早い者勝ちというようない、非常におかしな制度になり、それを避ける意味で現在のようない規定になりました。その採用されなかつた案を復活させるのでは困るわけで、もつとよい案を考えなければなりません。さらに現在の二五%を仮に一〇%まで下げましても、実際に行われている企業結合に具体的な影響はあまり与えないだろうと思ひられます。ご承

知のように、企業グループの中には、積み重なつた持株比率は三〇%近くになるところがありますが、一つ一つを対応させますと一%、二%程度の保有が大部分ですから、そこまで下げる改正は考えられませんか。一〇%に下げても現実問題にはそれほど大きく響かないでしょうが、現在の四分の一というのは、外国から見ても日本が企業結合社会であるという印象を与える一つの原因のようない思ひられますので、象徴的な意味からも、改正してもよいという逆の論理が成り立つようない思ひられます。

(7) 社債制度の改善

社債発行限度につきましては、韓国は資本プラス準備金の二倍という形で、改正前の日本と同じ制限を置いているようですが、韓国の改正意見で検討されている方向で日本は既に改正を行いました。純資産基準に一本にしたわけです。しかし考えてみますと、この社債発行限度というものの自体、あまり理由のない制度です。また、最近金融の証券化との関連で論じられていますように、社債発行限度の規定があるが故に、いわゆる資産金融型の商品を利用するうえでこれが妨げになっている。そういう意味からも、社債発行限度は、純資産基準も、できるだけ早く撤廃するのが望ましいと考へます。

受託会社の設置をどうするかという問題もあります。現行

法は無担保社債について受託会社の設置を強制していませんが、実務債行として事実上強制された形になっています。設置を強制すべきだという意見もかなり有力です。私もかつて不勉強な時に、強制した方がよいと書いたこともあります。やはりこれは間違っていたと反省しております。担保付社債の場合は受託会社なしに動きませんから、やむを得ませんけれども、無担保社債につきましては、受託会社を置かずか置かないは任意にし、社債の償還等が確実かなどの判断は市場に任せるべきであると考えています。

なお、社債につきましては、法令の規定もさることながら、実務債行が実に大きな影響を及ぼしていることはご承知のとおりです。徐々に改められつつはありますが、なかなか時間のかかる問題です。社債法小委員会においてかなり詰めた議論もされてたようですが、今回の改正では、かなり早い時点で断念されています。理論的な問題というよりは、むしろ實際問題、関わりのある業界の利害関係が大きく立ちばだかつて改正を困難にしているのが実情ではないかと思えます。

(8) 国際会社法規定の整備

国際会社法につきましては、改正試案の九四に計算の公開が触れられていますが、そのほかは取り上げられていませんし、議論もあまりなされて来なかった問題です。しかし、国

際化が進行する現状におきまして、この点もいずれは避けて通れない問題になろうと思えます。国際私法にもわたりますが、会社についてよく問題になる点を、衝突規定も含めて明文化すべきではないか。理論によって解決がなされているようですが、国際私法の理論は難しくてよくわからない。将来の予測をたてるうえでも難しくしているのではないか。規定を設ける位置は法例でも会社法でもどちらでもよいと思いますが、よく起こる問題については、明文規定ではつきりさせていた方がいいと思います。

(9) 単位株制度の終結

単位株制度の終結については、改正試案にその終結を予定する定めが置かれていました。これはあくまでも変則的な制度です。当分の間の暫定措置だという理由で、端株でもないのに株主の権利を制限している、そういう意味で変則的な暫定措置であります。暫定措置であるからこそ、商法の本体には定めず附則に定めているわけです。実務界からこれの終結は見合わせてほしいという要望がかなり強くあり、今回は終結を見送りましたので、これが当分続くことになります。昭和五六年の改正で単位株制度を設けましたので、一〇年間は猶予期間を置いてきたわけですから、もうこれで十分ではないかというのが、私個人の考えです。単位株制度をやめ

ては困ることの大きな理由は、株価が高すぎるため、一〇〇〇株まとめると世界的にも類のない桁数の大きい株価になるということでした。一株の価格が大きくなり過ぎて困るのであれば、利益の資本組入れをどんどん行い、額面も引き上げていけばどうか。それに伴って配当も増やせば株主は喜ぶ。会社はそれが嫌だから、額面の引上げもしないと思います。

株式の時価はすでに大きくなっているのに、株主への配当は小さな額面を基準にした僅かの額ですませ、その一方で単位が大きくなり過ぎるのは困るというのは、あまりにも身勝手ではないかと思えます。

私の報告はこれで終わらせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。

討 論

酒巻… それでは、以上のお三方のご報告にもとづいて討論に入ることに致します。従来からの学会の慣例でもございまして、質問がございます場合には、所属とお名前を名乗って

シンポジウム／会社法の改正

て頂きご質問願うという形をとってまいりたいと思います。よろしく願います。どうぞ、阪埜先生。

I 韓国における最低資本金制度の実施 状況および将来の方向

阪埜…慶応大学の阪埜と申します。ちょっと風邪をひいておりましてお聞きづらいかと存じますので、まとめてお話しいたします。お三方の先生方のお話はいずれも明快でよくわかりました。まずもってご敬服申し上げる次第です。実は韓国、韓国のことにあまり詳しくございませんので、今日はじめてお聞きした話も多く韓国も進んでいるな、日本も学ぶべき点が多々あるのじゃないかという印象を受けました。問題が非常に多岐にわたっておりますので、どの点をとり上げるべきか、ちょっと迷いますが、先程龍田先生がおっしゃいましたように、今回の日本の改正の目玉は何といっても最低資本金制度だと思います。したがって、その点についてだけ日本と韓国を比較した形でお話を承りたいと思います。と申しますのは、韓国の方は日本よりも早く最低資本金制度を導入しており、現在、株式会社については五、〇〇〇万ウォンとしておられるようですが、この金額は、先程龍田先生がおっしゃいましたように、この度の日本の一、〇〇〇万円と比べ

ても、それより上のほうではないかと思ひます。ところが、さらにいまご審議中ということで、将来二億ウォンにまで引き上げたいということですが、私は日本もそういうような方向へ持つていくべきではないかという印象を受けました。たしかに今度の日本の一、〇〇〇万円という金額は何といつても株式会社のある方からは低すぎるのではないか、したがつて今後の課題としては引き上げるべきであるという龍田先生のご意見がございましたが、基本的には私も同じ意見でございます。ただ、なぜ日本が今回一、〇〇〇万円にせざるをえなかったかという、要するに端的にいえば、実務追及型の立法をした結果であらうと思ひます。現在日本における株式会社の数は一〇〇万社を越えておりますが、そのうち、資本金が一、〇〇〇万円未満の会社の数が、私の記憶では、七〇%台だったと思ひますが、そのような実態を配慮したことが、一、〇〇〇万円に落ち着かせた最大の理由であつたのではないか。しかし、私は立法の在り方から言ひますと、実務追及型も必要かも知れませんが、ある場合には法律が実務を引っ張つていくというような姿勢も必要ではないかと考えます。そういう点から、韓国では現在すでに日本を上回つた最低資本金制度が設けられており、なおかつ将来的に二億ウォンにまでもつていくという努力をされてゐることを伺ひます。

と、それは日本が学ぶべき姿ではないかというふうに考えます。ただ、経過措置が日本に比べますと、非常に厳しい。要するに、三年以内にそこまでもつていかないと、有限会社に組織変更するか、あるいは解散するか、いずれかの方法を選ばざるを得ない。しかも解散した場合にもみなし清算終了でしたか。非常に厳しい規制が次から次へと出てくるわけで、要するに、法律が実務を引っ張つていくという方向だろうと思ひます。ただ、こういう厳しい経過措置を置いて、さらに二億ウォンにまでもつていくということになりますと、私はあまり韓国の事情がわかりませんが、組織変更せざるをえない会社はかなり増加するのじやないかというような印象をもちました。そこで方向としては望ましいとしても、厳しすぎる面もあるのではないかなという感じも受けましたので、その点をお教え頂ければ幸と思ひます。以上でございます。

酒巻…李先生いかがでしょう。

王…李先生は、日本語が大変お上手なのですが、私を通じてお話をしたいということですので、この点、ご了解頂きたいと存じます。

李…韓国の場合、かなり高い金額の最低資本金を法定いたしましたので、私どもとしては、その実効性いかについて

常に心配をしてまいりました。しかし、来日してみたら、むしろ、日本の皆さんに称賛されるなんて、面目がございません（笑）。

われわれは、その間、解散みなし作業を実施してきましたが、現在、解散とみなされた会社数を申し上げますと、日本とは比べものにならない非常に恥ずかしいものですが、一九九〇年一〇月一日現在で、韓国の子株式会社数は一〇三、九一九社あり、そのうち、解散みなし会社は、六、五三四社（六・三％）でございます。それから、有限会社は、韓国の場合、ほぼ存在しないといつてよろしいぐらい少なく三、二九三社にすぎませんが、そのうち一九九社（四・八％）が解散みなし会社になってしまいました。それぞれの割合はそれほど高くはございません。というのは、最低資本金制度の導入以来、資本金五、〇〇〇万ウォン以上の新設会社が随分増えたという事情もございましたので、このように考えますと、当初、予想したような大きな弊害・問題はなかったと思います。ただ、この度の日本の改正審議の過程などをみますと、日本の場合には、解散みなし会社に対して継続の機会を与えたわけですが、わが国の場合にはそのような規定は設けられませんでした。これは立法上の不備ではなかったかと思えます。そこで、さきほども申し上げましたが、大法院としては非常に悩んで

おります。なぜなら、解散みなしをしてしまつて清算終結のみなしをしなかった場合、簡単に申し上げますと、登記簿上から完全に削除することが困難であるという事情があります。結局、ひとつの臨時措置として、先程も申し上げました例規により登記簿上に表示して索引をつけて印鑑証明書の発行などを禁ずるという規制を加えているわけです。

阪井：ちよつとすみません。一点だけ。今のお話で現状においてはそう問題はないということがわかりましたが、二億ウォンに再引き上げたときにどうなるかということをお尋ねしたいのですが、それでも現状と同じようにあまり問題はないとお考えでしょうか。

李：わが国の経済的実情、あるいは国民の一般的意識に鑑みますと、二億ウォン程度ならそれほどの抵抗はないのではないかと思います。また、もう一つの理由をあげますと、改正当時、すなわち、一九八三年頃、資本金五、〇〇〇万ウォン以下の会社は非常に多く、資本金一、〇〇〇万ウォンに満たない会社も六三・二％もあつたわけですが、これらの会社がそれほどの抵抗なしに増資をして、現在は五、〇〇〇万ウォン以上になっておりますので、このような経験からすると、二億ウォンに引き上げてもさほどの問題はなからうと思えます。

阪埜…どうもありがとうございます。

酒巻…どうぞ、石山先生。

II 韓国における計算・公開の実施状況

石山…独協大学の石山と申します。最低資本金制度が日本よりも早く採用されたことに對して敬意を表したいと思いますが、最低資本金制度はいわば入口の規制ということで、その後計算書類がきちんと公開されなければならないと思います。その点、日本では先程龍田先生もおっしゃいましたように、ほとんど守られておりません。私実は、七月にイギリスに行きまして商業登記所の見学をしましたところ、イギリスでは八割方の会社がいへん正直に計算書類を登記所に提出しておりまして。その点、韓国では最低資本金制度がとられました。計算書類を公開させるということでは何か特別な立法措置などがとられているのでしょうか。また、会社側がどの程度の割合できちんとそれを守っているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

李…韓国の株式会社は、上場会社を除いて、ほとんどが家族的・同族的な会社であるといつても過言ではありません。そういった点からみますと、計算書類の公開がいかに公正に行われているかは私の立場から大変申し上げにくい状況にあ

るのではないかと思います。しかし、上場会社やそのほかの大規模の株式会社、いわゆる外部監査法の適用対象会社（この特例法は今年改正されまして、従来の総資産三〇億ウォン以上から四〇億ウォン以上に引き上げられました）には公認会計士による外部監査が強制されます。その適用対象会社は昨年を基準に致しまして、ほぼ五、〇〇〇社に達しており、結局、韓国の場合は、大規模の株式会社すべてにこの外部監査法の適用を受けさせることによって、いわゆる計算の適正性を担保するという仕組みになっているといえます。

わたくしの個人的な見解ではありますが、当初、登記所を通じての計算の公開など、日本の改正案の考え方は、中小企業に對し相当な負担をかけることになるのではないかと思います。しかし、いざ、日本にきていろいろな話を伺っているうちに、なるほど、日本の場合にはこのような制度を受け入れるべき諸事情が整っているのではないかという感じをうけました。今後、韓国と致しましても、そういう方向にもっていくべきだと思います。ただ、それが実現するまでは、すくなくとも、資本金に欠損が生じた場合などを、登記簿上の記載事項として開示すべきではないかと個人的には考えております。

ご参考までに申し上げますが、ごく最近の情報によります

と、上場会社数は六九九社にすぎませんので、この数字と比べて外部監査法の適用対象会社が五、〇〇〇社あるということとは、かなり広い範囲で公認会計士監査が強制されているといえるのではないかと思います。

石山…どうもありがとうございます。

酒巻…どうぞ。

III 韓国の立法に対する圧力団体の影響力

および日本法上の有限会社の存在理由

奥島…早稲田大学の奥島と申します。一つ李先生に質問がございます。それから龍田先生にも。欲張らないほうがよろしいでしょうか。一つずつまとめて質問させていただきます。

今回、龍田先生もお話しになりましたように、日本では登記所において計算書類を公開する目論見が無残にも外されてしまったわけですが、考えてみますと、中小企業が一番調子がいい時期にこういう立法改革がなかったということとは、今後、これ以上いい時期がくるとはとも思えませんが、非常に難しい状況になったのではないかと考えております。こういうふうには日本では大変圧力団体が立法に大きな影響を及ぼしている実情がございますが、先程のお話では、韓国でも改正について一〇〇団体くらいから意見が寄せられたとい

うお話でございました。一〇〇団体というのは相当大きないろんな団体であろうと思います。ところが、他方、先程からのご質問のなかに、韓国の会社法改正は、どちらかという和法律主導型であるというような前提のもとでのご質問がありましたけれども、そういった圧力団体の立法に対する影響というのは、韓国においてはそれほど大きくないのでしょうか。そのあたりをちょっとお聞きしておきたいと思います。それで、もしも大きいとした場合でも、要するに理屈が通ればそれを押し通すだけの政府の強権発動というものがあるのかどうかも、お聞きたいと思います。

それから龍田先生に対する質問ですが、先程、有限会社の存在理由というものが非常に曖昧になったという指摘がございました。私がかねてからそういうふうにいるわけですが、龍田先生の個人的なご意見では、有限会社という制度は、わが国においてどういう形で、つまり小規模の株式会社と併存していく場合に存在領域を確保していくことができるか。いろんな面があると思いますけれども、とくに先生、その点ではどういうふうなご意見をお持ちなのか、お聞かせ頂ければと思います。以上です。

酒巻…まず、李先生から。

李…最初に、ちょっと訂正させていただきたい言葉がございます。

います。先程申し上げた一〇〇余団体について、政治団体、あるいは立法に対する圧力団体という意味に理解していращしやるようですが、そうではなく、単に法務部(日本の法務省に当たる)から意見を求めるために選定された、例えば、学者団体、経済団体あるいは政府機関などを全部合わせて一〇〇余団体になるという意味で、そのすべてが圧力団体に当たるわけではないということをご理解いただきたいと思います。

それで、結局、大切なのは、それぞれの利害団体がどれほどの影響を与えるかということではないかと思えます。この点、韓国の場合にも全然ないとはいえません。例えば、昨年の海商法の改正におきましては、船主側と荷主側との利害対立が激しくて、改正案作成の段階で大変な苦勞を致しました。そういうこともありまして、この度の商法の再改正に当たっては、とりあえず、一般に広く意見を求めてそれに基づいて意見書を確定し、さらに公聴会を開くなどして意見調整をしていけば、現在の韓国の実情からすると、法務部が慎重に力を入れて法律案を作成しておけば、国会においては比較的に容易に法律として成立しうるのではないかと思います。これは余談ですが、八四年改正の際、結局、政府の作った改正案が一字も修正されずそのまま国会を通過したという経緯があります。ただ、国会の大儀名分を考慮に入れて、いわゆる財

閥企業によるタコ足式の企業拡張の弊害を防ぐという目的で株式の相互保有を制限する規定を追加して法律案を作ったという経緯もあります。ある意味では、日本の場合のように、まわりの圧力によってなかなか立法が実現できないという現象は、韓国の立場からみますと、むしろ羨ましいというべきものかもしれません(笑)。

酒巻：今のお答えで奥島先生よろしいでしょうか。それでは龍田先生お願い致します。

龍田：有会社社がどういう領域に存在するかという二質問かと思いますが。難しい二質問ですね。はっきりいえますことは、資本金一、〇〇〇万円にするのは嫌だけれども、三〇〇万円なら資本金にしてもかまわないというところはこの形態を選ぶのでしょうか(笑)。けれども、一承知のように、最近はかなり資本金の多い有会社社が増えておりますね。とくに大きな会社の子会社などですね。今後の大小会社の区分を立法で詰めていきます際には、有会社社の中でまた区分をすることになるのだらうと思います。今の方向で改正を続けて行きます限りは。そうすると、ますます有会社社だからという特色はどうも見つけにくいように思いますね。従来ですと、取締役は一人でもいい、取締役会はおかなくていい、計算の公開はしなくていい。そういうところに存在理由があつた

わけですが、それが必然的に剝奪されていかざるを得ないとなりますと、あとはもっぱら好みの問題じゃないかと思うんですけれどもね。従来から有限会社になっておるところが、株式会社に変えろといわれれば、これはどうして強制されなければならないのか問題となりますが、これから作る会社がどちらを選ぶかというのは、それぞれの好みでおやりになるより仕方がないんじゃないかと思えます。決してこれは質問に対するお答えになっているとは思えませんけれども、今までの改正とその延長線を考えてみますと、そういう答えしか頭に浮かんでこないでございませうけれども。むしろ奥島先生ご自身のお考えを伺えればさいわいです（笑）。酒巻：よろしゅうございますか。ほかにいかがでございませうか。どうぞ稲田先生。

IV 株式相互保有規制の意義

稲田：日本大学の稲田でございます。李先生にお伺いしたいのですが、また龍田先生にもご質問したいと思えます。株式の相互保有ですが、いまお伺いしたところでは韓国でもやはり規制の対象となっている。しかし、中小企業におきましてこういう相互保有をやりますと、資本の空洞化というような問題が生ずるかと思いますが、大企業におきましては直ち

にそういう問題は生じない。と致しますと、大企業にとつては、安定株主を作る制度として、株式の相互保有がもつとも適切なものと考えられますが、ただ、いろいろなところで、これは弊害を伴うわけです。したがって、そういう弊害を除くならば、いまアメリカなどで問題となっておりましてM&Aとか、とりわけ敵対的な企業買収に対して防御するには一番いい有効な方法ではなからうかと思うのですが。やはり韓国でも、こういう株式相互保有制度というのは非難の対象になっているのでしょうか。また龍田先生にも、これは、安定株主作りとか、長期戦略にとつて最も有効と思うのですけれども、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

李：韓国におきましては、一般に、特に近時における民主化の波にのつて、一般大衆の財閥に対する反感が非常に強いという事実がございます。そういう点からみてまいりますと、株式相互保有に対する規制それ自体に対する社会的な抵抗はそれほどないのではなからうかと思えます。とくに申し上げたいのは、わが国の場合、なぜ、親子会社の成立要件として四〇％基準を取り入れたかということでございます。それは、改正案審議の段階で三つの与・野党の見解の対立がありまして、与党はやはり緩和しようという立場から六〇％を主張いたしました。これに対して、野党側は二〇％がもつとも適

当であるという案を出したので、結局、妥協の産物という形をとりまして四〇%という、日本法の立場からするとちよつと変な数字になってしまったと思います。ですから、当時の一般の認識としては、規制そのものが緩和されすぎたのではないかという批判さえあつたものと思います。

龍田…相互保有が安定株主の存在を可能にする望ましい一面を持っているのではないかとのご趣旨のご発言だったかと思いますが、これはいろいろな考え方がありうると思いますね。相互保有というのは、私個人の考えでは、自己株式取得規制の延長線上の問題ではないかと思っております。自己株式の保有それ自体の制限を緩和しろというご意見がかなり強くあることは承知しておりますけれども、またアメリカあたりではある範囲で自己株式の保有を認めておりますけれども、しかし、株式会社自身が保有している自己株式について議決権を認めている国はおそらくないだろうと思いますね。私の知識不足で間違つておればご訂正お願いしたいのですが。相互保有というのは、ある意味でそういった自己株式の議決権をお互いに認めていこうというその許される範囲です。大きな会社で非常に小さいパセンテージならその弊害はあまり表に出てこないかと思えますけれども、二五%というのは少しその基準として大きすぎるのではなからうかと思

つております。

そして、そういう安定株主の存在によって、それが誰の利益になっているのかということ、これが問題だろうと思うのです。会社のためだということのようですが、一体会社のためって誰のためなのだろうかと、それが私いつも考えてよくわからないところがございます。最近経済学者の方がよくおっしゃっておられますように、従業員の利益を現在の経営者が代表しておるのだということがもし正しいとしますならば、これは、安定化を考えていかなければならない問題だろうと思いますけれども、そういうご議論を聞いたり読んだりするときには、まだ眉につばをつけておる段階でござい。もう少し考えてから、この問題については別途お答えしたいと思っております。

稲田…ありがとうございます。

V 韓国における優先株制度の問題点

上村…立教大学の上村でございます。本当は龍田先生に聞きしたいことが、山ほどあるのですが、そうなりますと日本法シンポジウムになってしまいますので、今日はひとまず遠慮させて頂きます。

そこで、韓国のほうの話なのですが、いろいろ日本として

学すべき点が沢山あるというお話でしたが、逆に他山の石とすべき点といえますか、例えばそれを教訓にして考えていかなければならない問題もあろうかと思えます。その一つが、先程お話がありました優先株の問題です。優先株につきましては、日本では発行手続の緩和化、それから無議決権株の発行枠を四分の一から三分の一に拡大するという改正を行いました。日本の場合には過去実例が三例くらいいしなくて、果たしてそれだけの需要があるかどうかにも非常に疑わしいわけです。しかし、経済界の方は二分の一にしろという主張をされておりまして、とくに特別切実な要望があるとも思えないにも拘らず、それを間をとって三分の一にしたという印象を持っているわけなのですが、これはほかの社債とかなんかの問題とは違いまして、やはり株式の場合には資金調達の効率化という観点からばかりでものを論すべきではないと私は思っております。二分の一が無議決権になりますと、議決権のある部分は残り二分の一ですから、そのまた株主総会の議決権をもって意思決定をしていくことになりますと、これはもう本当にごくわずかな株主で提供された資金全体を支配していくということになってくるわけで、そういう反省があったから議決権の濫用法理であるとか、あるいは固有権理論というものができただろうというふうに思っております

す。そういう意味では、韓国の場合に、資料の条文のBというところをみますと、基本的には発行済株式総数の四分の一になっていますが、それが資本市場育成に関する法律の七条ですか、上場法人等については二分の一までというふうに現在なっているわけですね。日本で二分の一までにせよという意見もかなり強いわけですが、先程のお話を聞いておりますと、韓国は、日本と違いまして、五八九社中九〇社が無議決権優先株を発行している。それも非参加的・非累積的なものであって、その利用のされ方というのは、その本来の趣旨が没却されて大株主の経営権確保の手段として利用されているのが現状だというふうにおっしゃって、それがまた株価形成にも非常に歪みを生じているというお話をされたわけです。先程龍田先生のご報告でも、これについては、三分の一がいかに悪いかは別として、これが限界ではないかというふうにおっしゃられたわけですが、私もそれは少なくとも二分の一までいく一つの過程にすぎないというような理解の仕方をすべきではないと考えます。少なくとも、もっと株式会社法の本質的な議論をしなければならぬ。それは社債制度の改正などとは本質的に違うものであるというふうには私は思っております。そういう意味では、韓国の現状を他山の石にして、あまり安易な処理を日本ではすべきではないのではないかと

いうふうに思っております。そういう意味で、これは私の意見が感想になってしまいましたけれども、優先株の現状についての韓国の問題点を改めてお聞きしたいと思ひます。

李・上村先生がご指摘になったとおり、韓国の商法では、無議決権株式の発行限度は、発行済み株式総数の四分の一ですが、上場会社に対しては特例法によつて二分の一まで発行することが認められております。この点、私の個人的な見解を申し上げますと、二分の一まで発行を許可したということは、立法上の誤りであつたと思ひます。従来、商法上四分の一まで発行を認めてきましたが、實際上、近時に至るまで無議決権株式を発行した例は一件もありませんでした。四分の一でも発行しないのに二分の一まで拡張するということはどうみても問題です。しかし、これが韓国の場合、なぜ、問題になつてゐるかと申しますと、最近、大株主が経営権の安定をはかるために、また資金調達のために、無議決権株式を発行し始めたからです。ここで、興味深いことは、無議決権株式を発行するには、配当における優先権を与えなければなりません、その優先権の内容が先程申し上げましたとおり、金銭配当額の1%だけ追加して配当することになつております。ですから、これは、無議決権株式を発行するため

に、優先株を全部、無議決権株式として発行して資金調達をした後に、大株主は無議決権株式を市場で売り出すということとをくりかえします。その結果として、無議決権株式の市価はどんどん落ちてしまひ、普通株よりも高いどころか、二〇%ないし四〇%ほど低くなつてゐるのが現状です。これは、最近になつて、投資家保護という観点から社会的問題にまで發展しておりますし、無議決権株式そのものが市場沈滞の主犯であるという指摘もなされております。このような現状を考慮にいれ、証券監督院におきましては、無議決権株式の発行をなるべくしないように行政指導しながら、これをいかにして無議決権株式らしい優先的な内容を含むものに正常化させるべきかを検討しております。その一つの方策として、法理論上多少無理があるにしても、すでに発行されている無議決権株式を全部普通株に転換させるか、あるいは、無議決権株式の内容を合理的に規制して正常化を図らせる方法などが検討されております。私個人の意見を申し上げますと、無議決権株式制度そのものは、もとより意義のある立派なものである、優先権の内容を拡充・補完して活性化していくべきではないかと思ひます。参考までに、先程申し上げました統計は八九年一〇月三〇日を基準にしたものですが、私達が来日する前日に入手した統計によりますと、全上場会社六九九

社のうち、一四四社が無議決権株式を発行しております。最近、無議決権株式の発行が相当増えているということが言えるかと思ひます。

上村…ありがとうございます。

酒巻…予定の時間を一〇分程超過しておりますが、あとお一人くらいいかがでございますか。どうぞ。

VI 韓国における資本自由化の対応策に 関する一般的意識

前田…法政大学の前田でございます。大変興味あるお話を聞かせて頂きました。時間もありませんので一点だけ質問したいと思ひます。自己株式の取得規制の緩和が現在考えられていること、それから譲渡制限株式制度を導入するという二つの点があげられておりまして、その理由の中にいずれも外国企業による買収、乗っ取りに対抗しようようにするためという理由があげられておりますけれども、わが国でも自己株式取得については規制を緩和してくれという要求が経済界から改正の度に寄せられるわけです。それに対してなかなか学会あるいは立法当局も賛成しないという形で現在厳格なルールが貫かれているわけです。私が関心を持ちましたのは、一つは、そういう自己株式取得規制の緩和の理由に、外国

資本が入ってくることに對する對抗手段、それから譲渡制限についてもやはり外国資本が入ってくることに對する對抗手段ということが取り上げられておりますが、こういう理由とこののは、現在韓国で会社法改正が進んでいる中で、一般的にコンセンサスが得られている理由なのでしょう、あるいは部分的な、したがって反対もあるというような状態なのか、そのへんをお聞かせ頂きたいと思ひます。

李…わが国は、一九九二年に予定されているいわゆる資本自由化に備えて、従来の制度の整備や再検討に取り組んでいるわけですが、実を申し上げますと、いざ資本自由化が実現された場合、いかなる副作用が生じ、これに對していかに対処していくべきかなどについて、私達としては全然わかつておらず、むしろこの点について経験の豊富な日本側に教えてもらつて帰りたいというのが私の率直な心情でございます。ただ、改正意見の中に、改正理由の一つとして、外国資本の浸透に對する対応策、あるいは防衛策として株式譲渡制限・自己株式取得制限の緩和などが挙げられておりますが、実は、この意見書は、法務部に寄せられた要望事項を整理しただけであつて、なんら検討も審議も経ていない、いわばありのままの資料にすぎませんので、その内容が合理的であるかどうか、それぞれの理由が正当であるかどうかはこれから検討し

なければならぬ課題であるわけです。一つの弁明に聞こえるかもしれませんが、私達としては、どうしても皆さんに現に韓国で行われている改正の雰囲気伝えたいという気持ちでこの資料を用意いたしましたので、先生の質問に十分納得のいくような答えができないという点、御理解頂ければ幸いです。

酒巻…時間も大幅にすぎました。まことに長時間にわたりました、報告者の先生方、それからご参加の先生方のご協力を得まして大変実りある会とすることができました。ありがとうございました。これでございます。これで今日の研究会を終わらせていただきます（拍手）。以上

*附記 このシンポジウムの開催にあたっては、辻 眞研究基金より多大の助成を得た。ここに記して厚く感謝申し上げます次第である。

*見せ金による払込の欠けつが著しい場合には会社設立無効の訴えの原因とする。

『改正理由』

現行の商法上、構成要件が不明確であるので、払込仮装罪の適用が困難。

(証券監督院)

以上

商法上規定無し 証券191条	* 会社合併、営業譲渡・譲受等の決議が行われたとき、反対株主の株式買取請求権を認める。
-------------------	---

『改正理由』

- ①会社合併または営業譲渡・譲受が少数株主の意思に反してなされる場合、少数株主に損害を与えるおそれがある。
- ②大株主にとっては、反対株主に株式処分機会を与え、営業譲渡などの円滑な遂行を可能ならしめる。

「立法例」日本商法245条の2、408条の3。

(韓国証券取引所、証券監督院)

19. 合併貸借対照表等の開示

現 行 法	改 正 意 見
522条2項	◎合併情報開示の拡大。 * 合併契約書、合併貸借対照表、取締役会議事録などを合併承認総会前に各株主に開示。
523条の2第1項	* 合併検査役制度の導入。

『改正理由』

- ①合併契約書の要領の通知と合併貸借対照表の開示のみでは合併比率の公正性判断は不可能である。
- ②取締役の権限濫用を事前に予防して投資家を保護すべき必要がある。

(韓国証券取引所、証券監督院)

20. 吸収合併の報告総会

現 行 法	改 正 意 見
526条	* 存続会社は次期の定時株主総会で合併事項を報告するように変更。

『改正理由』

- ①株主総会の招集の困難さを勘案し、吸収合併の報告総会、新設合併の創立総会を廃止。
- ②合併手続の長期化防止および合理化を図る。

(大韓証券業協会)

21. 仮装払込の規制強化

現 行 法	改 正 意 見
628条1項	* 見せ金による仮装払込行為を払込仮装罪の一類型にする。

15. 財務諸表等の承認

現 行 法	改 正 意 見
449条1項	利益配当議案を含めた財務諸表の承認権を取締役に付与。

『改正理由』

- ①財務諸表の確定は技術的・専門的知識が要求されるから、株主総会の承認を要求する現行法は非能率的である。
- ②総会において議決権を有する者は、決算期末に株主名簿に記載されているものに限られるので、総会当時の現実の株主と一致しない場合がある。
- ③定時総会は通常決算期より2～3カ月後に行われ、上場会社の場合、配当落ちは前年度配当を基準とするので不合理である。

(韓国証券取引所)

16. 配当金支払時期

現 行 法	改 正 意 見
464条の2	* 定時総会で承認がなされた日より1月以内に支払うように短縮。 支払日をすぎた場合には、延滞利息の支払を義務付ける。

『改正理由』

会社の故意的な配当金支払の遅延を防止し、投資家の保護を図る。

(大韓証券業協会)

17. 社債発行総額の限度

現 行 法	改 正 意 見
470条1項	* 保証社債は社債総額の制限範囲より除外する。 社債発行限度基準の一元化。

『改正理由』

- ①保証社債は、保証機関により徹底的な審査がなされた後、保証されるから、社債権者保護のための社債総額の制限は意味がない。
- ②会社の実際の担保能力というべき貸借対照表上の純資産額に基準を一元化する。

(大韓証券業協会、証券監督院)

18. 株式買取請求権

現 行 法	改 正 意 見
-------	---------

11. 監査役の資格

現 行 法	改 正 意 見
409条	* 資本金が一定額以上の会社に対しては、必ず監査役のうち一人を法律、会計、税務等に関する専門職業人とする。

『改正理由』

監査役の資格制限規定の不備に伴う監査役制度の有名無実化を防止。

(韓国税務士会)

12. 新株の配当起算日

現 行 法	改 正 意 見
424条 1 項 461条 3・4 項 462条の2 第4 項	◎新株の配当起算日を統一。 * 同一の事業年度において有償増資・準備金の資本組入れ・株式配当により発行した新株の配当起算日は、ともに遡及して事業年度の初日とする。

『改正理由』

有権解釈および慣行によって、新株の配当起算日が払込期日の翌日、新株割当基準日、株主総会の決議日・または事業年度の初日などに混同して適用されている。

(韓国上場会社協議会、大韓証券業協会、証券監督院)

13. 財務諸表の作成

現 行 法	改 正 意 見
447条	* 財務諸表の注記を追加。

『改正理由』

財務諸表の重要事項を開示し、会社の財務状態に関する理解を容易にする。

(韓国公認会計士会)

14. 財務諸表の監査

現 行 法	改 正 意 見
447条 外部監査法 2 条・同施行令 2 条	* 財務諸表に対する公認会計士監査を商法監査として導入する。

『改正理由』

現在は「株式会社の外部監査に関する法律」に基づいて形式的に実施されている。

(韓国公認会計士)

現 行 法	改 正 意 見
368条 証券199条・施行令85条・「議決権 代理行使の勧誘に関する規則」	* 議決権のある株主数が一定水準以上の会社に対しては書面による議決権行使を許容する。

『改正理由』

①実質株主名簿制度の導入および株式分散の拡大により大株主のない会社等の場合、株主総会の定足数確保に困難がある。

②株主総会の成立を容易にし、株主の議決権行使の円滑化を図るため。

「立法例」

ニューヨーク州銀行法6015条、日本監査特例法21条の3。

(銀行監督院、韓国上場会社協議会、証券監督院)

9. 議決権のない株式

現 行 法	改 正 意 見
370条1項	◎優先権の内容の実質化。 * 優先配当権が累積であることを明文化。

『改正理由』

優先配当の形式化によって、優先株制度の趣旨が損なわれており、また、優先株主の権利保護に関する問題点が発生している。

(証券監督院)

10. 少数株主権の権利行使要件

現 行 法	改 正 理 由
366条 385条2項・415条・539条2項 402条 403条 466条 467条	◎下記の少数株主の権利行使要件を現行の5/100以上から3/100以上に緩和する。 * 臨時総会招集請求権。 * 取締役・監査役・清算人解任請求。 * 差止請求権。 * 代表訴訟権。 * 会計帳簿閲覧請求権。 * 検査役選任請求権。

『改正理由』

①国営企業の民営化に伴う国民株普及および株式投資の大衆化によって零細投資家の増加。

②理事者と大株主との結託によって少数株主の利益が侵害されるおそれがある。

③少数株主の地位を強化し大株主の専横防止。

(韓国証券取引所)

344条 370条2項 資本7条	◎増資・株式配当の時に発行する新株の種類を規定。 *有償増資の時、優先株に対して発行する株式の種類を普通株式に対して発行する株式と同一の株式をもって割り当てる。
----------------------------	---

『改正理由』

数種の株式を発行した会社が増資、株式配当をなすとき、発行する株式の種類に関する基準設定が必要である。

(大韓証券業協会)

6. 無記名株券制度

現 行 法	改 正 意 見
352条2項・357条2項・358条	*無記名株券制度の廃止。

『改正理由』

記名式株券も交付のみをもって譲渡可能であり、無記名株券制度に関する諸規定が有名無実化している。

(証券監督院)

7. 株主総会の定足数

現 行 法	改 正 意 見
368条・434条	*株主総会の定足数要件の緩和。 *定足数に達せず、再招集した場合には、発行済株式総数の三分の一以上に定足数を緩和。 *定款の規定をもって特別決議の場合にも定足数を緩和しうように変更。

『改正理由』

- ①株式分散の高度化、企業の大規模化に伴って大衆株主が急増している。
- ②議決権行使に関心のない群少株主の総会出席率の低調によって定足数確保困難。
- ③振替決済株式会社や証券会社が実質株主の議決権を行使し得ないので定足数確保に困難。

「立法例」

米国模範事業会社法32条、フランス商事会社法155条。

(韓国上場会社協議会)

8. 株主総会の決議方式

	* 会社の意思に反して株式の譲渡がなされた場合、会社または他の株主による買戻権を認める。 * 取締役会の承認が得られない場合には、会社に対して譲渡相手方の指定請求権を認める。
--	---

『改正理由』

- ①健全な中小企業などに対する企業買収・合併などを防止し、経営安定を図る必要増大。
- ②資本市場の開放に伴う外国資本による国内企業支配を防止するため。
- ③従業員持株制度の実効性確保。

「立法例」

日本商法204条以下

(韓国上場会社協議会、韓国証券取引所、証券監督院)

4. 自己株式取得制限

現 行 法	改 正 意 見
341条	◎自己株式取得制限の緩和 * 自己株式の取得を次のような場合にも認める。 ①外国資本による国内企業の買収防止のため必要なとき。 ②従業員持株制度運営のため必要なとき。 ③合併・営業譲渡などの場合の反対株主の株式を買い取るとき。
369条2項	* 自己株式の自益権を明文で認める。
342条・342条の2	* 自己株式の保有期間を明示する。

『改正理由』

- ①資本自由化の段階的实施に備えて外国資本による国内企業の防衛のため。
- ②安定的な労使関係の定着と従業員の福祉向上のため、自己株式を市場で買い入れ、従業員への分配を許容する必要がある。
- ③自己株式に対する自益権の行使の可能性が不明確であるために、有償・無償増資・株式配当のとき、実務上の混乱が発生している。
- ④現行法では具体的な保有期間が不明確である。

「立法例」

ドイツ株式法71条、フランス商事会社法217条の1。

(銀行監督院、韓国上場会社協議会、大韓証券業協会、韓国証券取引所)

5. 数種の株式

現 行 法	改 正 意 見
-------	---------

韓国における会社法の改正意見

1990. 9. 29. 法務室

1. 募集成立時の株主募集

現 行 法	改 正 意 見
301条 288条 302条 2 項 9 号10号・305条 2 項	◎募集設立規定の補完 * 募集設立の要件強化（設立時に発行する株式総数の50%以上を必ず発起人以外の者に引き受けさせる）。 * 発起人数を三人以上に緩和。 * 株金の払込、増資、名義書換の時、第三者機関による登録制度の導入

『改正理由』

設立の段階から事実上一人の出資者が仮装・分散して資本金の払込を行う実態がある。

（韓国税務士会）

2. 最低資本金制度の改善

現 行 法	改 正 意 見
329条第 1 項 607条	* 株式会社の場合、最低資本金を二億ウォンに引上・調整。 * 小規模株式会社を有限会社に誘導するために有限会社への組織変更の要件を緩和。

『改正理由』

不健全な株式会社の乱立によって債権者に対する会社責任財産の確保が困難。

（証券監督院）

3. 株式の譲渡性

現 行 法	改 正 意 見
335条 1 項	◎株式の譲渡制限 * 定款の規定をもって、取締役会などの承認を必要とする旨の規定を設けることを認める。